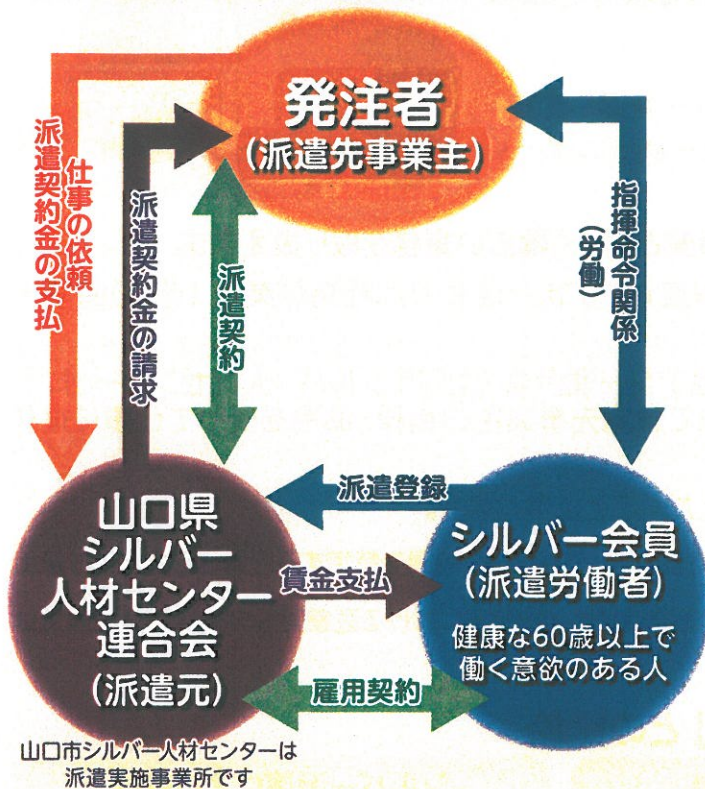


一般労働者派遣事業と請負・委任事業の違い

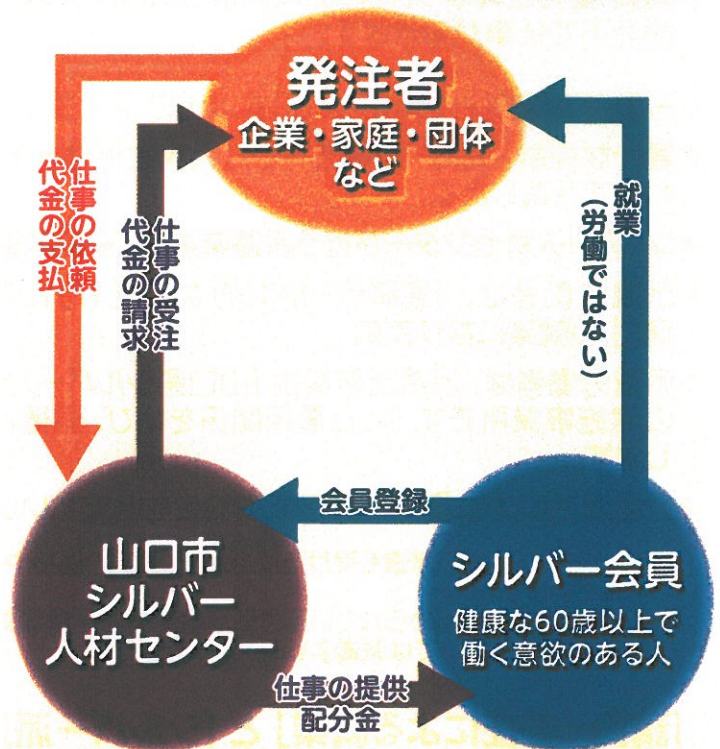
労働者派遣による事業



連合会(派遣元)と派遣会員との間に雇用関係が生じます。

派遣会員は派遣先の指揮命令により就業します。

請負・委任による事業



センターと会員の間には雇用関係は発生しません。発注者は会員に対し指揮命令はできません。

会員(派遣労働者)の皆さんへ

- 登録は、60歳以上のシルバー人材センター会員が派遣登録できます。
- (公社) 山口県シルバー人材センター連合会との労働契約に基づいて、働くことになります。山口市シルバー人材センターは、実施事業所として窓口業務を行います。
- 働く形態は「臨時的・短期的な就業(月10日程度以内)またはその他軽易な業務(週20時間未満)」の就業になります。
- 派遣会員は、派遣先の指揮・命令を受けます。
- 働いた対価は「賃金」として支払われます。
- 1人の会員が請負・委任による働き方と派遣事業による働き方の双方を希望しても問題ありません。
- 労働保険の適用はありますが、社会保険(厚生年金保険・健康保険)及び雇用保険の適用はありません。
- 派遣先の事業所から他の会員への交代要求があり、それが適正であると認められる場合は、交代することもあります。